

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

### 制度内容及び支給額

1. 正社員化コース		< >は生産性の向上が認められる場合の額（20ページ参照）	
就業規則に規定した制度に基づき有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成。			
①有期→正規	中小企業	1人当たり 57万円<72万円>	
	中小企業以外	1人当たり 42.75万円<54万円>	
②無期→正規	中小企業	1人当たり 28.5万円<36万円>	
	中小企業以外	1人当たり 21.375万円<27万円>	

※ ①～②合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合

1人当たり 28.5万円<36万円>（中小企業以外も同額）加算

※ 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合

1人当たり ① 9.5万円<12万円>（中小企業以外も同額）加算

② 4.75万円<6万円>（中小企業以外も同額）加算

※ 勤務地・職務限定又は短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合

1事業所当たり 9.5万円<12万円>（中小企業以外は7.125万円<9万円>）加算

※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合

1人当たり ①9.5万円<12万円>（中小企業以外も同額）加算

②4.75万円<6万円>（中小企業以外も同額）加算

2. 障害者正社員化コース				
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成。				
支給対象者	措置内容	支給総額	支給期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、 重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円×2期 (45万円×2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円×2期 (22.5万円×2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円×2期 (22.5万円×2期)
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、発達障害者、 難病患者、高次脳機能障害者と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円×2期 (33.5万円×2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)

※ ( )内は中小企業以外の額です。

※ 支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期の支給対象期といいます。

※ 支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

<b>3. 賃金規定等改定コース</b> < >は生産性の向上が認められる場合		
すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成。(1年度 1事業所当たり 1回上限 100人まで)		
すべてのまたは一部の有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合	中小企業	1~5人 1人当たり3.2万円<4万円> 6~100人 1人当たり2.85万円<3.6万円>
	中小企業以外	1~3人 1人当たり2.1万円<2.625万円> 6~100人 1人当たり1.9万円<2.4万円>

※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合、1人当たり1.425万円<1.8万円>加算

※ 中小企業において5%以上増額改定した場合1人当たり2.375万円<3万円>加算

※ 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合(1事業所当たり1回のみ)

1事業所当たり1.9万円<2.4万円>(中小企業以外は1.4.25万円<1.8万円>)加算

<b>4. 賃金規定等共通化コース</b> < >は生産性の向上が認められる場合	
就業規則の定めるところにより、その雇用する有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成。(1事業所当たり1回のみ)	
中小企業	1事業所当たり5.7万円<7.2万円>
中小企業以外	1事業所当たり4.2.75万円<5.4万円>

<b>5. 賞与・退職金制度導入コース</b> < >は生産性の向上が認められる場合	
就業規則または労働協約の定めるところにより、有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した事業主に対して助成。(1事業所当たり1回のみ)	
中小企業	1事業所当たり3.8万円<4.8万円>
中小企業以外	1事業所当たり2.8.5万円<3.6万円>

※ 同時に導入した場合1事業所当たり1.6万円<1.9.2万円>(中小企業以外は1.2万円<1.4.4万円>)加算

<b>6. 選択的適用拡大導入時処遇改善コース</b> < >は生産性の向上が認められる場合			
労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置を導入するにあたり、雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、社会保険の制度概要や加入メリット等の説明・相談を行う等により労使合意に反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成(1事業所当たり1回のみ)			
1事業所当たり19万円<24万円>(14.25万円<18万円>)			
基本給増額割合区分に応じた加算措置	2%以上3%未満	中小企業	1人当たり 19,000円<24,000円>
		中小企業以外	1人当たり 14,000円<18,000円>
	3%以上5%未満	中小企業	1人当たり 29,000円<36,000円>
		中小企業以外	1人当たり 22,000円<27,000円>
	5%以上7%未満	中小企業	1人当たり 47,000円<60,000円>
		中小企業以外	1人当たり 36,000円<45,000円>
	7%以上10%未満	中小企業	1人当たり 66,000円<83,000円>
		中小企業以外	1人当たり 50,000円<63,000円>
	10%以上14%未満	中小企業	1人当たり 94,000円<119,000円>
		中小企業以外	1人当たり 71,000円<89,000円>
	14%以上	中小企業	1人当たり 132,000円<166,000円>
		中小企業以外	1人当たり 99,000円<125,000円>

※ 措置該当日以降に有期雇用労働者生産性の向上を図るための取組(研修制度や評価の仕組みの導入)を行った場合に

助成額を加算。 1事業所当たり10万円（中小企業）、7.5万円（中小企業以外）  
 ※ 支給申請上限人数は45人まで  
 ※ 令和4年9月30日までの暫定措置となります。

7. 短時間労働者労働時間延長コース < >は生産性の向上が認められる場合		
短時間の有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長するとともに処置の改善を図り、当該措置により新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成。（1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで）		
①週所定労働時間を3時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合	中小企業	1人当たり22.5万円<28.4万円>
	中小企業以外	1人当たり16.9万円<21.3万円>
②労働者の手取りが減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合	中小企業	1時間以上2時間未満 1人当たり5.5万円<7万円>
		2時間以上3時間未満 1人当たり11万円<14万円>
	中小企業以外	1時間以上2時間未満 1人当たり4.1万円<5.2万円>
		2時間以上3時間未満 1人当たり8.3万円<10.5万円>

※①は令和6年9月30日までの間、支給額増額  
 ※②は令和6年9月30日までの暫定措置

## 対象となる事業主

- 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」（16ページ参照）に該当すること。
  - 雇用保険適用事業所の事業主であること。
  - 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
  - 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の認定を受けた事業主であること。
  - 該当するコースの措置に係る対象労働者に対する賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。
  - キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること
- ※ 各コースごとの支給対象事業主の要件については、厚生労働省または沖縄労働局のホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に手続きをしてください。

### 1 キャリアアップ計画の提出

助成金の利用に当たっては、「有期雇用労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、キャリアアップ計画を作成する必要があります。ガイドラインは、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

キャリアアップ計画書は、コース実施日前日までに必要な書類を添えて助成金センターに提出してください。

### 2 支給申請

基準日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて管轄労働局に提出してください。

コース名	基準日
1. 正社員化コース	転換または直接雇用後 6 か月分の賃金を支給した日
2. 障害者正社員化コース	対象労働者の転換後最初の6か月(第1期支給対象期)分の賃金を支給した日また次の6か月(第2期支給対象期)分の賃金を支給した日
3. 賃金規定等改定コース	対象労働者の賃金規定等の増額改定後、6 か月の賃金を支給した日
4. 賃金規定等共通化コース	対象労働者の賃金規定等共通化後、当該賃金規定等の適用後 6 か月分を支給した日
5. 賞与・退職金制度導入コース	初回の賞与の支給または退職金積立て後(※1) 6 か月分の賃金支払日(※2) 翌日から2か月以内
6. 選択的適用拡大導入時処遇コース	措置該当日以降 6 か月の賃金を支給した日
7. 短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間延長後、6 か月分の賃金を支給した日

(※1) 同時に導入の場合、初回の賞与の支給日または退職金積立て日のいずれか遅い日

(※2) 初回の賞与の支給日または退職金積立て日が賃金支払日と同日の場合は、翌月の賃金支払日から起算して6か月分の賃金支払日

### 受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「[キャリアアップ計画](#)」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

